

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.1」認定基準の一部改定について

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version 1.1」について、以下のとおり軽微な改定を行う。

改定(下線部を追加)

4-1．環境に関する基準

4-1-3.(35)

表 3 路盤材およびアスファルト混合物に使用できる再生材料

再 生 材 料
改質アスファルト
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊
採石および窯業廃土
珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
鉄鋼スラグ
鋳物砂
陶磁器屑
石炭灰
廃プラスチック
貝殻
ガラスカレット
建設汚泥
製紙スラッジ

5.認定基準への適合の証明方法

5-1-3.(71)

認定基準 4-1-3.(79)については、リサイクルのルートに関する説明書、回収率、マテリアルリサイクル率などの資料を提出すること。新規開発製品などについては、リサイクルルートの確立、リサイクル率達成の可能性に関する資料（リサイクルシステムの全体像、回収方法、リサイクル方法、リサイクル率達成の担保など）を提出すること。


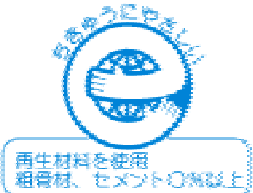
4-1．環境に関する基準

4-1-3.(94)

表 11 緑化基盤材に使用できる再生材料

再 生 材 料		
A 区分	鉱業・採石 廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
	金属工業 廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、電気炉スラグ
	その他の産業 型廃棄物類	石炭灰、貝殻、石膏（脱硫石膏を含む）、ロックウール、廃ゴム、再・未利用木材
	一般廃棄物および下水道汚泥の熔融固化物	
B 区分	生活・自然 発生汚泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥
	産業発生 汚泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ
	建設汚泥	

別表 4

<p>上記以外の再生材料を使用した対象製品</p>	<p>(下段表示) 再生材料を使用 粗骨材、セメント % または 粗骨材、セメント %以上</p> <p>*使用した再生材料名、 にその配合率を記載すること(製数値 1 桁目以下切り捨て)。 *使用した再生材料が複数種類の場合は、配合率の多い順に上位 2 種類を記載し、 には再生材料の合計の配合率を記載すること(製数値 1 桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。 * は、使用した再生材料の製品全体に対する質量割合を挿入(小数点以下切り捨て)</p>	 
---------------------------	---	---

2005 年 5 月 13 日改定

以上